

令和5年第11回 土浦市農業委員会総会議事録

1 開会の日時および場所

令和5年11月13日（月） 午後2時
土浦市役所農業委員会室

2 議事日程

- 報告第33号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について
- 報告第34号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について
- 議案第36号 農地法第3条の許可申請に対する審議について
- 議案第37号 農地法第5条の許可申請に対する審議について
- 議案第38号 特定農地貸付けの承認の取り消しについて
- 議案第39号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の農用地利用集積等促進計画案の作成について

3 出席した委員

1番 下 村 幸 男	2番 大 和 田 一 夫	4番 萩 島 一 郎
5番 飯 塚 利 之	6番 浅 野 均	7番 堀 佳 樹
8番 柴 沼 栄	9番 管 谷 幸 治	10番 飯 島 栄
11番 川 村 剛 久	12番 岩 瀬 守	

4 欠席委員

3番 山 口 貴 士

5 説明のため出席した者

事務局長 坂本 直親	農地係長 室町 直宏	主 任 中村 裕一
主 事 中野 沙耶香	主 事 小岩 友義	主 事 青木 祐哉

6 総会の大要

午後2時30分閉会

議 長	<p>只今、出席委員は11名で、欠席委員は1名、3番 山口委員になります。よって、出席者が委員の過半数を超過したので総会は成立いたしました。</p> <p>これより、令和5年第11回土浦市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、9番 管谷委員、10番 飯島委員、以上2名の方を指名いたします。</p> <p>審議に入る前に申し上げます。土浦市農業委員会会議規則第14条により、総会は公開することになっております。発言の際は、個人情報に関する事項として住所・氏名・土地の所在等については発言しないようお願ひいたします。</p> <p>なお、発言の際は挙手のうえ、指名されてから、起立して質問をお願いいたします。</p> <p>また、「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、事前に退席をお願いいたします。</p> <p>なお、退席後、次の議事に入る前には、入室の確認をさせて頂きますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>報告第33号「農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	(報告第33号について議案書のとおり報告)
議 長	只今の報告について、質問等はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしということで、報告第33号については原案通りといたします。
	次に、報告第34号「農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。
事 務 局	(報告第34号について議案書のとおり報告)
議 長	只今の報告について、質問等はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしということで、報告第34号については原案通りといたします。
	それでは議案に入ります。
	議案第36号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。申請番号1番から3番を、8番 柴沼委員から説明をお願いいたします。

柴沼委員	<p>8番 柴沼です。議案第36号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」の、申請番号1番から3番を説明いたします。去る11月1日、下村委員、塙委員、私と事務局3名で調査を行いました。</p> <p>1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、農振農用地内の田2筆 1,242 m²です。申請事由は以前より申請地を譲渡人から借りて耕作しており、また自宅から近いため、売買による所有権移転です。作付予定は水稻です。譲受人は、農地利用最適化推進委員を務めております。調査委員の意見としましては、許可相当と判断しました。</p> <p>2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、農振農用地内の畠1筆 2,951 m²です。申請事由は農業経営の規模拡大を計画しており、既存の農業用機械置場から近いため、売買による所有権移転です。作付予定はそばです。譲受人は、つくば市においてそば栽培をしている農業法人です。申請地は耕作放棄され半ば山林化している状況にあります。つくば市でのそば栽培に加えてその規模を拡大したいとしているところです。農機具については、トラクター、そば用コンバイン等が確認できました。調査委員の意見としましては、許可相当と判断しました。</p> <p>3番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、農振農用地内の田2筆 224 m²です。申請事由は以前より申請地を譲渡人から借りて耕作しているため、売買による所有権移転です。作付予定はレンコンです。調査委員の意見としましては、許可相当と判断しました。</p> <p>委員の皆様の更なるご審議をお願いいたします。</p>
議長	只今、柴沼委員から説明がありました。この件につきまして質問等ございませんか。
萩島委員	申請番号2番の譲受人は、中都方面で以前、借りてそばを耕作していましたよね。
柴沼委員	そうです。この前辞めた会社の前の会社です。今回は買いたいということです。
萩島委員	規模拡大するような話になってきたのですか。
柴沼委員	つくば市の方では経営をしていました。
飯島委員	売買金額を教えてください。
事務局	申請番号1番は10a当たり20万円、2番は全体で148万円、3番は総額5万円になります。
菅谷委員	2番は周りから比べても随分高いですね。

議長	相対の問題ですからね。
飯塚委員	開発が進んでいる地域ではありますよね。
議長	他に質問等ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	<p>異議なしということで、議案第36号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」は、許可することに決します。</p> <p>次に、議案第37号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。申請番号1番から2番を、7番 塙委員から説明をお願いします。</p>
塙委員	<p>7番 塙です。議案第37号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」の申請番号1番から2番を説明いたします。去る11月1日、下村委員、柴沼委員、私と事務局3名で調査を行いました。</p> <p>1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畠1筆 171 m²で、転用事由は、申請地に自己用住宅を建築したい、売買による所有権移転です。農地区分は第3種農地です。調査委員の意見としましては、許可相当と判断しました。</p> <p>2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畠1筆 70 m²で、転用事由は、既存の資材置場に隣接していることから、申請地に資材置場を拡張したい、売買による所有権移転です。農地区分は第3種農地です。今年、隣の土地を資材置場として農地転用の許可をしました。現地を確認したところ、資材置場として使う予定地が使用されていませんでした。慌てて砂利を敷いて資材置場にしようとしていました。すでに申請した 70 m²の土地ですが、土砂が山になっております。環境保全課の方で、土浦の残土条例による指導が入っている状況です。そのような経緯からして不許可相当と判断しました。</p> <p>委員の皆様の更なるご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>只今、塙委員から説明がありました。この件につきまして質問等ございませんか。</p> <p>全く、転用していないわけですね。</p>
塙委員	他にも同時に資材置場として転用した場所がありますが、使用していませんでした。同じように砂利を敷き出しました。新たに許可する状況ではないと判断しました。
萩島委員	隣の土地ですか、大きい土地の。その先の土地ですか。
塙委員	そうです。拡張です。

飯塚 委員	半端に残っているところですよね。
議 長	他に質問等ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	議案第37号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」は、申請番号1番を許可、番号2番を不許可とすることに決します。 次に、議案第38号「特定農地貸付けの承認の取り消しについて」を上程いたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第38号「特定農地貸付けの承認の取り消しについて」を説明いたします。特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律、貸農園ということで、令和5年10月3日付でJA水郷つくばより廃止の申請がありました。閉園による取り消しでございます。閉園につきましては所有者の死亡によるものでございます。申請内容は議案書記載のとおりです。委員の皆様の更なるご審議をお願いいたします。
議 長	只今、事務局から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。
塙 委員	特定農地とは何ですか。
事務局	特定農地とは、農地法の権利移動の許可が不要ということで、農園の利用者に農地を貸すものでございます。
大和田委員	J Aの貸農園で農業委員会に許可をとってやっていたものだと思います。
萩島 委員	J Aが借りて、それを細かくして貸していたということですね。その場合は許可がいらないということですね。
議 長	他に質問等ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしということで、議案第38号「特定農地貸付けの承認の取り消しについて」は承認することに決します。 次に、議案第39号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の農用地利用集積等促進計画案の作成について」を上程いたします。 それでは事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>議案第39号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の農用地利用集積等促進計画案の作成について」を説明いたします。今月は9件で、すべて中間管理機構を通しての新規設定になります。</p> <p>申請番号5番から9番につきましては、会社が新規の借り受けのため、つくば市内の耕作地や農機具の保有状況を確認しましたが問題はございませんでした。詳細につきましては、議案書記載のとおりです。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	只今、事務局から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。
飯塚委員	申請番号5番からの会社ですが、営農計画をみると作付面積が5年目には850m ² とありますが、これは土浦市内で広げたいという話があるのですか。
事務局	詳細につきましては確認は出来ていませんが、つくば市の他にも相対で借りている場所もあります。そのような場所も含めて考えている可能性はあります。土浦市内かどうかは、はっきりわかりません。
議長	私の畠も隣にありますが、他にも余っている所はありますので、その辺を含めて広げていくこともあることがあるでしょう。
飯塚委員	農業委員会として紹介していった方が。
議長	話し合いは、私と地元の人でしています。 他に質問等ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、議案第39号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の農用地利用集積等促進計画案の作成について」は承認することに決します。
	以上で、令和5年第11回総会の全議案を終了しました。慎重なるご審議ありがとうございました。

令和5年11月13日

議長

署名人

9番

10番